慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	李奇泰君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.3 (2012. 3) ,p.171- 180
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120328-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

もとより、以上指摘した問題は、本論文に対する本質的な要望というよりは、今後研究を進めるなかで中長期的課題として取り組んでもらいたい問題であり、本論文が持つ学術的価値をいささかも損なうものではない。

よって、審査員一同は、本博士学位請求論文が独創的で的確な分析と高い実証性を兼ね備えた先駆的な学術研究であることを認め、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに適当と判断する次第である。

二〇一二年二月二七日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　Ph.D.　添谷　芳秀

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　法学博士　赤木　完爾

副査　立教大学法学部教授　法学博士　佐々木卓也

李奇泰君学位請求論文審査報告

1．問題の所在と論点

李奇泰君の博士学位請求論文「米国の東アジア政策と日本の対韓安全保障政策――在韓米軍撤退問題と日韓安全保障協力の模索、一九六九～一九七九」は、デタント期における日本の対韓安全保障政策を米国の東アジア政策の変遷との関連に着目して考察した研究である。周知のとおり、李君の母国である韓国では、朝鮮半島が四大国、すなわち米国、ロシア（ソ連）、中国、日本に囲まれているという地政学的な視角が常識的である。しかし李君の研究は、戦後の日本が米中ソ三大国とは同次元の大国間ゲームを展開することはなかったことを的確に理解し、戦略的に大国外交を志向しているとする解釈に傾きがちな韓国における日本外交考察とは一線を画したものとなっている。

本論文において李君は、デタント期の安全保障問題をめぐる日本の対韓外交は米国の東アジア政策の変化に対応しつつ「朝鮮半島の安定化」を目指したものであると論じ、

そこで日本外交は日米安保体制と平和憲法を軸とする「吉田路線」の枠内において能動的な役割を果たそうとしたという考察を展開する。具体的には、デタント期における在韓米軍撤退問題を軸とする米国の東アジア政策の変化が分析された上で、それとの関連性に着目しつつ日本の対韓安全保障政策の展開が実証的に明らかにされる。

一九六〇年代後半ベトナム戦争の泥沼化に伴い国力の相対的低下への危機認識を強めていた米国は、グローバルな戦略の建直しを迫られた。その結果到来したのが一九七〇年代のデタント期であり、そこでの米国の東アジア戦略の核心は中国との関係改善にあった。本論文は、米中和解は米中ソ三角関係における力の均衡を求める米国主導の勢力均衡政策であり、究極的にはソ連の勢力を抑止するための新たな世界戦略であった、と論じる。その上で本論文は、デタント期の米国の対外政策が必ずしも一貫した方針に沿って展開されたわけではなかったことに着目し、デタント期にみられた米国の東アジア政策の変化が日本の対韓安全保障政策にいかなる影響を与えたかを分析する。そのために李君は、ロバート・スカラピーノ（Robert A. Scalapino）の研究に依拠し、デタント期において米国の東アジア政策は、「撤退」（withdrawal）、「連合」（united front）、「均衡」（equilibrium）という三つの戦略的オプションの間を揺れ動いたとする分析視角を設定する。

李君の考察によれば、米国が「撤退」戦略を前面に打ち出していたのは、安全保障面でヨーロッパを重視しつつ在韓米軍撤退政策を進めたニクソン政権期Ⅰ（一九六九―一九七一）とカーター政権期Ⅰ（一九七七―一九七八）である。米国の「撤退」戦略が世界戦略としての信頼性を維持するためには、戦略的パートナーとしての中国との安定的関係が重要となる。しかしそれは、日本と韓国に米国の安全保障上のコミットメントの低下に対する懸念を引き起こした。そこで日本は、一九六九年の「佐藤・ニクソン共同声明」における「韓国の安全は日本の安全にとって緊要である」との「韓国条項」に代表されるように、一旦は在韓米軍撤退政策の論理に沿う形で韓国の安全保障問題に関与する姿勢をみせた。しかし結局は、韓国に対し積極的に協力姿勢を示すことがむしろ米国との「役割分担」の論理に利用されるというジレンマに直面し、消極姿勢へと転ずることとなる。

米国がソ連に対する脅威認識を高めると「連合」戦略に傾くこととなる。それは、米国が中国だけではなく日本に対しても対ソ戦略上の役割増大を求めるものであり、本論

文によれば、フォード政権期（一九七四―一九七六）とカーター政権期Ⅱ（一九七八―一九七九）の戦略がこれに当たる。日本は、米国の対ソ戦略に直接協力することには後ろ向きであった。李君はそれを、日米安全保障関係を基軸にしながらも大国レベルの国際政治ゲームに直接加担する形での対米協力には消極的な日本外交の特徴およびジレンマとして解釈する。そして、その代わりに、米国の安全保障政策への協力の一環として日本が展開したのが対韓安全保障協力政策であった、と論じるのである。

米国の東アジア政策が「均衡」戦略に該当するのは、「ニクソン・ドクトリン」の原則が反映される形で米中ソの勢力均衡が最も巧みに具現化されていた時期、すなわちニクソン政権期Ⅱ（一九七一―一九七三）である。ソ連の脅威が深刻なものとして認識されていなかったこの時期において、米国政府は米中交渉において主導的な立場を採りながら米中ソ間の勢力均衡の安定化に取り組んだ。李君は、この時期は日本が志向する「朝鮮半島の安定化」が最も明確に体現された時期であったという。そして、その時期に日本は、たとえば中国との国交正常化という外交的手段により、韓国の安全保障や朝鮮半島の安定を確保することを試みたと論じる。

本論文が考察する第二の課題は、以上の考察から浮かび上がる日本の対韓政策の特徴を明らかにすることである。この点に関し李君は、大枠としては「対米協調」をひとつの軸とする「吉田路線」が維持される一方で、日本外交の「自律性の拡大」を求める「対米自主」の要素が共存してきたことに注目する。そして、この日本外交の「自律性の拡大」への欲求が、デタント期に日本が韓国との安全保障協力を拡大させる契機となった、と論じるのである。そのことは、米中ソの三大国が戦略ゲームを繰り広げるなかで、日本が「吉田路線」を前提としつつ大国間権力政治から距離を置く形で独自の外交を展開したことを意味する。

さらに李君は、その結果、米中ソ戦略ゲームの中で受身の対応を余儀なくされた韓国と日本が、事実上対等な安全保障協力を進めようとした、と論じる。確かに、大国意識を捨て切れない日本と、日本を米中ソ三国と同レベルのアクターとして捉えることがむしろ常識とされていた韓国とが、真の意味で対等な関係を構築するための足場の存在を明示的に自覚することはなかった。しかし、米中ソゲームのなかで、大国との差異を自覚する韓国と「吉田路線」に立脚する日本が、同じ国際政治の構造的圧力を受けて接近するという一幕が存在した、と李君は指摘するのである。

しかしながら、対米関係を基軸としつつ「自律性の拡大」を求めて展開された日本の対韓安全保障政策は、上述のとおりジレンマを抱えるものであった。李君はそれを、以下の二点に整理する。第一は、日米関係の文脈における韓国の安全保障への協力に関するジレンマである。「韓国条項」で明らかになったように、日本は本来韓国の安全保障に強い利害関係を有しており、常に米国から韓国の安全保障に対する積極的な協力姿勢を要求されてきた。しかし、戦後「吉田路線」に基づき経済の復興と成長を目指した日本外交は、安全保障面での「役割分担」を求める米国の声に対しては消極的に対応した。それがしばしば日米間の摩擦に発展したことは周知のとおりである。

第二のジレンマは、朝鮮半島をめぐる南北朝鮮との関係から生じる。日本外交は、基本的に米国中心の国際秩序を受け入れつつもある程度「自律性の拡大」を目指しており、中国、ソ連、北朝鮮等の共産主義国家との関係改善の余地を常に残そうとしてきた。そのため、日米安全保障協力の論理を反映した対韓安全保障政策の展開過程において、日本の対北朝鮮政策や朝鮮半島における脅威認識に関して、韓国との間で認識の差が埋まることはなかった。

したがって、「朝鮮半島の安定化」を求める日本の対韓安全保障政策は、こうした二つのジレンマを抱える日本が「自律性の拡大」を求めた外交として特徴付けられる一方で、ジレンマを内在させている限りにおいて、現実の朝鮮半島情勢に対する影響は限られたものとならざるを得なかったのである。

以下、各章の要約を紹介しながらさらに詳しくみてみよう。

2. 各章の要約

本論文の構成は以下のとおりである。

序　章
　第一節　問題の所在
　第二節　先行研究の検討
　第三節　分析の枠組み
第一章　ニクソン政権の在韓米軍削減政策と日本の対韓政策（一九六九年～一九七一年）
　第一節　ニクソン政権の世界戦略とアジア政策
　第二節　ニクソン政権の在韓米軍削減政策と米韓関係
　第三節　在韓米軍削減政策と日本の対韓安全保障政策
第二章　ニクソン政権の対中接近と日本の対韓政策（一九七一年～一九七四年）

第一節　米国の対中接近と在韓米軍問題
第二節　米中和解と在韓米軍追加削減の遅延
第三節　米中和解と日本の対韓安全保障政策
第三章　フォード政権の在韓米軍政策と日本の対韓政策の再検討（一九七四年～一九七六年）
第一節　フォード政権の対韓同盟公約の強化
第二節　日米安全保障協力の強化
第三節　在韓米軍に対する戦略的再評価と対韓コミットメントの強化
第四章　カーター政権の在韓米軍撤退政策と日本の対応（一九七七年～一九七八年）
第一節　カーター政権の在韓米軍撤退政策の実行と米韓関係
第二節　在韓米軍撤退政策と日本の対応
第五章　在韓米軍撤退政策の中止と日韓安全保障協力の強化（一九七八年～一九七九年）
第一節　在韓米軍撤退政策の再検討と中止
第二節　日米安全保障協力の強化
第三節　日韓安全保障協力の展開
終　章
主要参考文献

序章では、以上の問題設定、先行研究の検討、分析視角の設定が行われる。

第一章「ニクソン政権の在韓米軍削減政策と日本の対韓政策」は、実際に在韓米軍の削減が実施に移されたニクソン政権初期（一九六九年～一九七一年）を、米国の東アジア政策に関する「撤退」、「連合」、「均衡」という三分類のうち「撤退」戦略が前面に出た時期と位置付け、米国の東アジア政策と日本の対韓政策の関連性について考察する。

ニクソン政権は、「ニクソン・ドクトリン」、「1・½」戦略、米中和解等を構想しつつ、ベトナム戦争からの「名誉ある撤退」を目指した。本章は、一九六九年から一九七一年にかけて実施された在韓米軍削減政策を、「ニクソン・ドクトリン」と「1・½」戦略の適用例として詳細に分析する。さらに、韓国政府が在韓米軍削減問題をめぐる米韓交渉に際して、在韓米軍削減の中止に向け日本の側面支援の必要性を認識したことを近年公開された韓国の外交文書により明らかにし、日本が米国との会談で韓国政府の立場を伝える等相応の支援を提供したことも指摘する。

いうまでもなく、平和憲法をはじめとする国内制度や政治・世論の制約により、日本が在韓米軍削減に伴う韓国の安全保障問題に軍事協力等で直接関与することは不可能であった。李君も、それを「吉田路線」の枠内での日本外交

の特性として的確に理解する。その上で本章は、米国が「撤退」戦略を前面に打ち出す際に、日韓両国が接近する力学が生じたことを分析的に示し、また実際にその種の日韓協力の動きが存在していたことを実証的に示すのである。

第二章「ニクソン政権の対中接近と日本の対韓政策」はニクソン政権後期（一九七一年～一九七四年）を考察対象とし、米中ソ間の戦略的安定を求めた米国の「均衡」戦略とそれがもたらした「朝鮮半島デタント」下での日本の対韓安全保障政策の展開を考察する。米国の戦略の朝鮮半島への影響としては、米中和解のプロセスにおける米中協議において朝鮮半島問題が重要問題として取り上げられ、在韓米軍問題に関しても長期的には撤退を志向する米国の意図に関して米中の間に一定の理解が成立したことが明らかにされる。それが「朝鮮半島デタント」をもたらすのである。

本章は、一方で日本が、引き続き在韓米軍追加削減について米国に反対の立場を表明し、韓国に対する経済協力を維持し、一九六九年の「佐藤・ニクソン共同声明」における「韓国条項」を原則的に堅持する等、韓国に対する安全保障協力を維持したことを論じる。他方日本は、同時に北朝鮮との関係拡大にも努めた。さらには、一九七〇年代中盤に入ると「韓国条項」の論理を韓国の安全から朝鮮半島の安定へと拡大すべく日米交渉に臨むことになる。本章はその日本外交を、韓国との安全保障協力を維持しながら「朝鮮半島の安定化」を求めたものであり、日本の「自律性の拡大」の試みであったと解釈する。こうして本章は、米国の「均衡」戦略がもたらした米中和解および「朝鮮半島デタント」により北東アジアの勢力均衡が維持されるなかで、日本が「全方位外交」への志向を明確にしつつ「朝鮮半島の安定化」に向けた独自の外交に取り組んだと論じるのである。

第三章「フォード政権の在韓米軍政策と日本の対韓政策の再検討」は、ニクソン大統領辞任後のフォード政権（一九七四年～一九七六年）期を、在韓米軍の維持や日米安全保障関係の強化に中国が同意し、デタント期の米国のアジアにおける「連合」戦略に関して米中が認識を共有した時期として意義付ける。フォード政権は、一九七五年四月のサイゴン陥落からベトナム統一への流れのなかで、北東アジアの重要拠点として韓国を位置付け、その後方支援の役割を沖縄に期待し、韓国防衛のための日本との安全保障協力を重視した。本章は、一九七五年の三木・フォード首脳会談で合意された「新韓国条項」を、日本の北東アジア地

域の安全保障に対するコミットメントの対象を韓国から朝鮮半島にまで拡大することで、日米安全保障協力の強化を表現したものであったと解釈する。李君によれば、一九七五年一二月にフォード大統領が発表した「新太平洋ドクトリン」は、以上を包摂する米国の「連合」戦略の表明であった。

その間日本政府は、引き続き「朝鮮半島の安定化」という外交政策の基本目標の下で、韓国の安全保障と北朝鮮との関係改善とを同時に追求した。本章は、金大中拉致事件で極度に悪化した韓国との関係改善に関心を示す三木政権の宮沢外相が一九七四年一二月に訪韓した際、韓国側が「日米韓三国安全保障協力」の構想を提案した事実を明らかにする。日本が自国の防衛と安全保障を超えた地域安全保障の具体的取り組みに踏み出すことはなく、原則的な同意を示す以上の対応は不可能であった。しかし、韓国政府がそれを承知の上で、将来の可能性として「日米韓三国安全保障協力」構想を日本に提案したことは興味深い。ベトナムの共産化やソ連の脅威の増大によって米国の「連合」戦略が模索されるなかで、韓国から対日接近の力学が働いた瞬間であった。

第四章「カーター政権の在韓米軍撤退政策と日本の対応」は、カーター政権前期（一九七七年～一九七八年）が進めた在韓米軍撤退政策を分析し、それに対する福田政権の対応を中心に考察する。カーター政権にとって中国との国交正常化がアジア外交の重要な課題であった。本章は、ニクソン政権期には米中和解と在韓米軍撤退政策が「撤退」戦略の下で有機的な関連を有していたのに対して、カーター政権のアジア政策には、在韓米軍撤退政策が米中国交正常化と関連付けられた形跡がないことを明らかにする。そして、在韓米軍撤退政策はカーター政権の「ヨーロッパ優先」の反映であり、裏を返せば東アジアの重要性の相対的な低下を意味していたと論じる。

したがって、日本政府はカーター政権の在韓米軍撤退政策に過敏に反応した。李君は、それは韓国の安全が日本の安全に緊要であるという日本政府の認識に裏打ちされたものであったという。すなわち、日本政府は「韓国条項」の表現と内容を拡大したものの、カーター政権の在韓米軍撤退政策に対する反対の立場を「韓国条項」に示された基本認識の下で表現していたのである。したがって日本政府は、早い段階からカーター政権の在韓米軍撤退政策を朝鮮半島の安定を害する政策と規定し、それへの反対の立場を示した。

さらに本章は、カーター政権の政策が具体化し、在韓米軍撤退政策について日本との協議が始まると、日本政府の立場には徐々に変化が見られたことを明らかにする。すなわち福田政権は、軍事安全保障面での協議においては、在韓米軍撤退問題に対する姿勢を初期の「反対の立場」から「第三者的立場」へと変更したのである。しかしながら、日本は依然として朝鮮半島の軍事的均衡が崩れることの危険性を認識していた、と李君は指摘する。そこで、「朝鮮半島の安定化」のための軍事安全保障的手段と外交的手段のうち後者が重要となる。そこで福田政権は、中国、ソ連との関係改善と共に、北朝鮮との接触を維持・拡大しようと努力した。そこに現れた日本外交の特徴を全般的に示したのが、福田政権が強調した「全方位外交」であったのである。

第五章「在韓米軍撤退政策の中止と日韓安全保障協力の強化」は、カーター政権後期（一九七八年～一九七九年）の米国の東アジア政策を「連合」戦略の反映として考察する。本章は、発足当初「ヨーロッパ優先」によりアジアからの「撤退」戦略を追求したカーター政権は、一九七八年以降、中国との国交正常化を通じて米中間の安全保障協力関係を構築し、ソ連の拡張主義的な対外行動を牽制するための「連合」戦略に転換したと論じる。対ソ抑止のためには同盟国の協力が必要であり、米国は在韓米軍撤退政策の中止とともに日本との安全保障協力の強化を推進する。

そうしたなか、一九七八年七月、ブレジンスキー大統領補佐官が当面在韓米地上軍の撤退を中止するという内容の大統領声明を発表した。日本政府は対ソ抑止という観点から日米安保体制の強化に協力し、米国の対ソ戦略と朝鮮半島政策の関連性を認識し、韓国に対する安全保障協力を模索する。李君はそれを、安全保障問題に対する日本の認識の「現実主義化」と表現する。日本政府が対韓安全保障政策において、とりわけ軍事的協力には慎重な立場を堅持したことはいうまでもない。本章は、にもかかわらず、大平内閣が山下元利防衛庁長官の韓国訪問を実現させたこと、また非公式な日韓の安全保障協議を通じて在韓米軍撤退問題やソ連の対外軍事的膨脹に対する日韓協力のあり方を議論し、日米韓三国安全保障協力体制の可能性についても意思疎通が図られたことを、近年公開された韓国の外交史料を駆使して明らかにする。一九七八年から一九七九年にかけて米国が東アジアにおいて「連合」戦略を採った時期に、日韓両国を接近させる力学がより明示的に働いたのである。その結果日本政府は、ソ連に対する抑止というグローバル

な安全保障政策の側面と「朝鮮半島の安定化」という戦後日本外交の目的を両立させ、より積極的な対韓安全保障政策を展開したのであった。

終章では、以上の主要な論点が分析枠組みに基づき整理されて本論文が締め括られる。

3．本論文の評価

近年一次史料の公開が進みつつあることもあって、一九七〇年代における日本外交の研究は新たな段階に差し掛かりつつある。これまで国交正常化後の日韓安全保障協力をめぐる研究は、具体的な政策や協力の形態として顕在化したケースが限られていたため、ヴィクター・チャによる「見捨てられ」「巻き込まれ」の論理による分析に代表されるように、理論的概念による抽象的な考察が主であった。しかし、外交史料の公開が進むにつれて、必ずしも具体的成果に結実しないながらも実質的な安全保障協力に向けての動きが日韓関係にも生じていたことが明らかにされつつある。本論文は、その種の新たな世代の実証的研究として先駆的なものである。

本論文の優れた特徴は、独立変数として米国の東アジア政策の類型化を試み、米国の外交史料を読み込んだ上での実証的考察と関連付けながら、日本の対韓安全保障政策の展開を詳細に分析したところにある。その結果本論文は、従来は米国が橋渡しをすることで日韓協力が形成されてきたと一般的に論じられるだけに留まってきた日韓関係の実態を、米国の戦略の変化に伴う日本と韓国の具体的反応を明らかにしつつ、内面の力学に踏み込んで解明することに成功している。

具体的には、米国の「撤退」戦略が日韓両国を接近させる力学を生みながらも、日本による対韓安全保障協力には米国との軍事的役割分担に踏み込めないという大きな制約が存在することが、実証的に明らかにされた。米国の戦略が「連合」に傾くと、韓国側からの対日接近の力学が強くなる一方で、日本の具体的な対韓安全保障政策はむしろ消極的になった。米国の「均衡」戦略で東アジア秩序が安定すると日本の「全方位外交」の衝動が最も明示的に現れるが、それは北朝鮮認識等に関して韓国との間に溝を生み出した。こうして本論文は、日韓安全保障関係には両国を接近させる力学と同時に協力の進展を阻害する要因が作用していることを明らかにするのである。

本論文は、以上のような日韓関係の形態が、日米関係を基軸としつつも同時に「自律性の拡大」を志向してきた日

本外交に内在するジレンマ、およびその特徴から生まれることを示唆している。この点に関し李君の考察がユニークなのは、日本の対韓安全保障政策の実証的解明に、近年精力的に公開が進んでいる韓国の外交史料がふんだんに利用されていることである。日本の外交史料の公開が遅れていることにもよるが、米国の戦略の変化に対応する形で日韓両国が水面下で具体的な接触と協力を繰り返していた事実が、韓国の史料により明らかにされているのである。こうして本論文には、必ずしも具体的成果として実現しなかった案件やケースを分析対象として外交史を再構築するという、新しい外交史研究の試みとしての先駆的意義が認められる。

ただ、本論文にも課題は残る。まず、米国の東アジア政策の類型化は本論文の方法論上の大きな特徴であるが、それぞれの時期をやや差別化し過ぎている嫌いがある。分析的なポイントを強調するためにはそれなりに有効ではあるが、米国外交の連続性や複合性に配慮した深みのある実証的記述の妨げになっている観は否めない。また、日韓安全保障協力の構造とプロセスの解明には、日韓二国間関係に特有の要因と力学の考察も重要である。米国要因を独立変数とする本論文ではあるが、中間変数として取り上げる余地はあっただろう。こうした若干の問題が残るものの、それらは本論文の価値を損ねるものではなく、李君には今後研究書として出版をする際の課題としてもらいたい。

以上、審査員一同は、本博士学位請求論文が独創的で的確な分析と高い実証性を兼ね備えた先駆的な学術研究であることを認め、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに適当と判断する次第である。

二〇一二年二月二八日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　Ph.D.　添谷　芳秀

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　法学博士　赤木　完爾

副査　慶應義塾大学名誉教授　法学博士　小此木政夫